

厚生労働大臣が定める掲示事項

当院は、以下の施設基準等に適合している旨、地方厚生局に届出し、保険医療機関の指定を受け、診療を行っています。

○指定医療機関について

- ・ 難病医療助成指定医
- ・ 被爆者一般疾病医療機関指定
- ・ 自立支援医療機関（精神通院）
- ・ 身体障害者指定医（肢体不自由の診断）
- ・ 労災保険指定医療機関

○明細書発行体制等加算について

当院では医療の透明化や患者さんへの情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書発行の際、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

明細書の発行を希望されない方は、受付へお申し出ください。

○医療情報取得加算、医療DX推進体制整備加算について

当院では質の高い診療を実施するため、患者さんの同意に応じオンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報を活用して診療を行っています。

○生活習慣病管理料について

生活習慣病（高血圧・糖尿病・脂質異常症）の患者さんに対して個人に応じた療養計画に基づき総合的な治療管理を行っています。

○一般名処方管理加算について

当院では後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みを実施しています。医薬品の供給状況を鑑み、一般名処方でも処方箋を発行することがあります。

○夜間・早朝等加算について

厚生労働省の規定により、平日 18：00 以降・土曜日 12：00 以降は夜間早朝等加算が適用されます。

○在宅時医学総合管理料、施設入居時等医学総合管理料について

外来通院が難しい患者さんに対し、医師が定期的に訪問して診療を行っています。

○外来・在宅ベースアップ評価料の算定について

当院では、医療現場で働く職員の賃上げを行い、人材確保、良質な医療を提供し続けるための取り組みを行っています。